

第2弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金

申請の手引き

令和7年4月

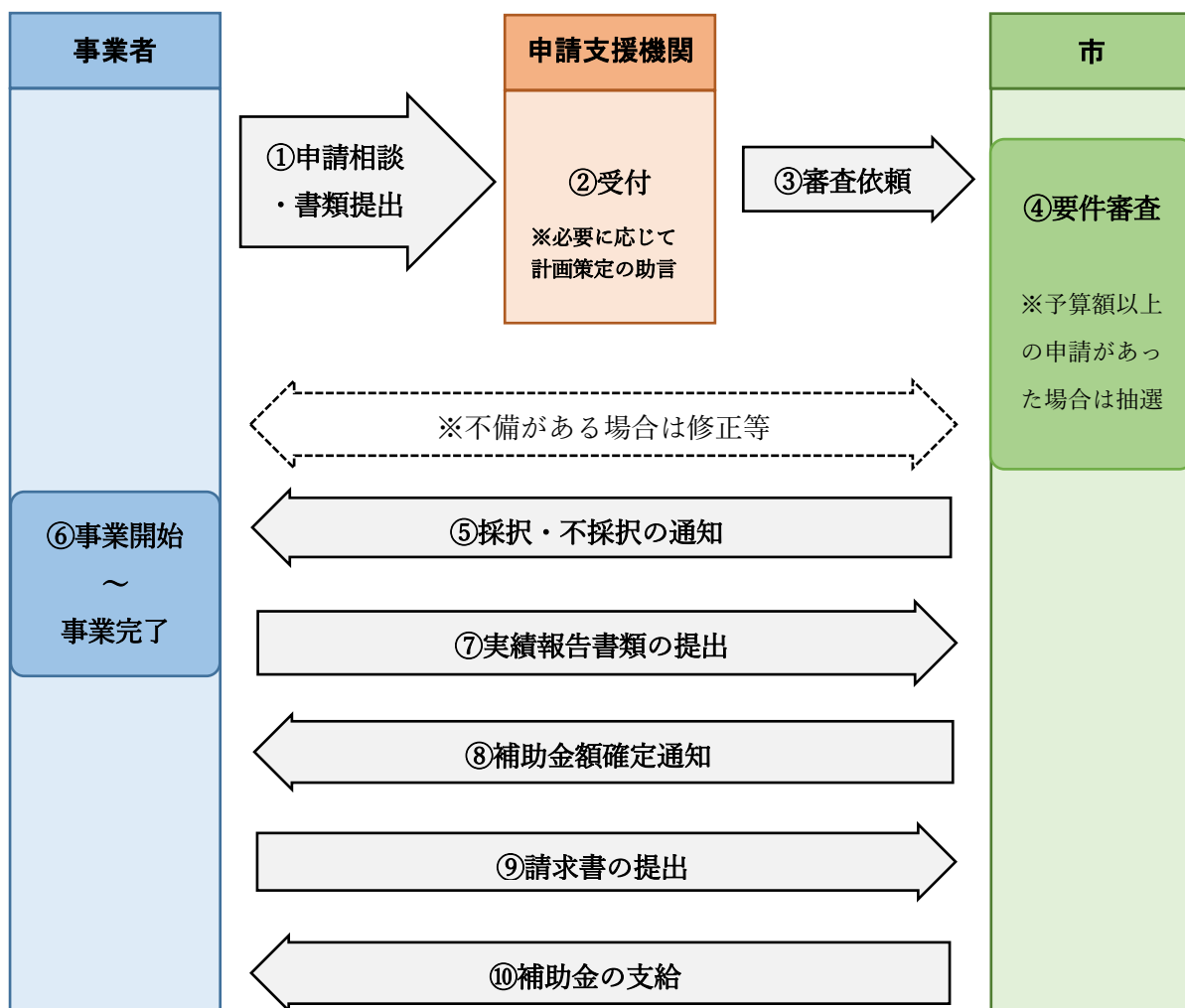
大切なお知らせ！

- ◆先着順ではありません。応募受付期間内の申請額合計が予算額を超えた場合、抽選で審査順位を決定し、要件審査により採択者を決定します。
- ◆要件審査により、不採択になる場合があります。
- ◆令和6年度東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金の交付を受けている方は対象外となります。
- ◆市の認定前（交付決定を受ける前）に行った契約や物品の購入等は対象となりません。
- ◆令和8年2月13日（金）までの事業完了（経費の支払い完了）、実績報告が必要です。
- ◆補助金の活用促進を目的として、本補助金を活用して実施した取り組みは、活用事例としてホームページやサポートビラ等で公開させていただくことがあります。
- ◆企業訪問により、補助事業の成果等を確認させていただく場合があります。

[目次]

スキーム・申請支援機関・問い合わせ先	2
1 概要	3
2 補助対象者	3
3 補助対象事業	5
4 補助対象経費	6
5 申請手続き	7
6 事業計画内容や経費の配分変更等	7
7 補助金実績報告書及び請求書の提出	7

■ 第2弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金のスキーム



■ 申請支援機関（事業計画策定に係る相談、申請書類の提出）

名称	所在地	電話番号
東広島商工会議所	東広島市西条中央7-23-35	082-420-0304
黒瀬商工会	東広島市黒瀬町檜原244-1	0823-82-3075
広島県央商工会	東広島市河内町中河内1235-2	082-437-0180
安芸津町商工会	東広島市安芸津町三津1649-1	0846-45-4141

■ 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

東広島市 産業部 産業振興課 地域産業支援係

電話番号：082-420-0921

1 概要

物価高騰に対応した取り組みを実施する市内中小企業等を応援するため、事業者が自ら策定した事業計画に基づき実施する、取組みに要する経費の一部を支援するものです。

(1) 補助率、補助上限額

補助率	補助上限額
3 分の 2	9 0 万円

(2) 応募受付期間

令和 7 年 4 月 1 4 日（月）から令和 7 年 5 月 9 日（金） 1 7 : 0 0 まで

※応募受付期間内の申請額合計が予算額を超えた場合、抽選で審査順位を決定し、要件審査により採択者を決定します。

(3) 事業実施期間

交付決定を受けた日から令和 8 年 2 月 1 3 日（金）まで

2 補助対象者

本補助金の対象者は、(1) から (8) に掲げる要件をいずれも満たす者とします。

(1) 中小企業等であること

本補助金における中小企業等とは、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者等です。具体的には、資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業、従業員数が下表に該当する中小企業組合・個人事業主をいいます。

業種	資本金	従業員数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	3 0 0 人以下
②卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
③サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
④小売業	5 千万円以下	5 0 人以下

また、支給対象者の範囲は次のとおりです。

対象となりうる者	対象にならない者
・会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社） ・士業法人 ・個人事業主	・医者（医療法人） ・社会福祉法人 ・特定非営利活動（NPO）法人 ・一般社団、財団法人 ・公益社団、財団法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・任意団体 ・令和 7 年 4 月 1 4 日時点で開業していない者

- (2) 市内に事業所を有し、かつ、今後も市内において事業を継続する意思のある者
- (3) 申請時点において、市税の滞納がない者
- (4) 市が実施する「経済状況のモニタリング調査」に対して協力ができる者

※経済状況のモニタリング調査…市内の経済状況を把握することを目的に実施する本市独自のアンケート調査です。事業者ポータルサイト サポートビラを活用して実施します。

- (5) 市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」に登録している者

※事業者ポータルサイト サポートビラ…本市が運営している事業者向けのポータルサイトです。(登録無料)

URL : <https://higashihiroshima.service-now.com/bp>

サポートビラ



補助金の活用促進を目的として、本補助金を活用して実施した取り組みは、活用事例としてサポートビラで公開させていただくことがあります。

- (6) 国が実施する「パートナーシップ構築宣言」へ登録している、又はする者

※「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、宣言するものです。本補助金の趣旨に基づき、物価高騰への対応として、登録を必須としています。

URL : <https://www.biz-partnership.jp/>

- (7) 令和6年度東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金の交付を受けていない者
- (8) 次のいずれにも該当しない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
 - ・暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
 - ・宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - ・法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
 - ・その他市長が不適当と認める者

3 補助対象事業

補助対象となる事業は、事業者自らが策定した事業計画に基づいて実施する新たな取り組みであり、次に掲げる（１）～（３）のいずれかに該当するものとします。

なお、対象事業が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を受けている場合は、対象となりません。

（１）省エネ投資

省エネ等のための機器・設備導入、更新設備等に要する経費

費目	内容
機械器具費	省エネのために導入する設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費
施設改修費	節電対策、断熱化等の省エネのための施設改修に必要な工事、設計に係る経費
システム導入費	省エネを実現するために導入するシステム等の構築、導入に必要な経費
指導・調査費	省エネ診断による現状分析や課題解決に向けた対策等、調査や指導を外部専門家に委託する経費

※「太陽光発電設備」、「リチウムイオン電池システム」、「高効率空調設備」、「高効率照明設備」を除く

（２）効率化・高収益化

DX化等、効率化・コスト削減のための機器・設備導入等に要する経費

費目	内容
機械器具費	業務の効率化やコスト縮減等による効率化、高収益化のための設備（機械装置、備品等）の整備、購入に必要な経費
施設改修費	オープンスペース化や動線改善等、効率化・高収益化のための施設改修に必要な工事、設計に係る経費
システム導入費	業務の効率化や、コスト削減等により効率化・高収益化を実現するため導入するシステム等の構築、導入に必要な経費
調査・指導費	効率化・高収益化に向けた、業務フローや現状・課題分析・解決の提案等、調査や指導を外部専門家に委託する経費

(3) 新商品・新サービス開発

価格適正化と合わせて行う高付加価値商品開発、新商品開発等に要する経費

費目	内容
調査・指導費	市場調査、マーケティング（備品、価格、流通、プロモーション）戦略の構築等への助言等を外部専門家に委託する経費
機械器具費	機械機器、消耗品の購入、借用に要する経費
原材料費	原材料や副資材の購入に必要な経費 ※開発研究に係るもののみ対象（販売用は対象外）
技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品・新サービスのブランディング、プロデュースを受けるために必要な経費
委託費	開発、設計、試作、改良、デザイン等を外部委託するために必要な経費
広告宣伝費	ホームページ、チラシ等のPRツールの作成に係る経費
産業財産権導入費	必要な産業財産権（特許権、実用新案権等）を導入するために必要な経費
会場費	会議、展示会、イベント、説明会等へ参加（を開催）するために会場費、場所代、出展料等として支払われる経費

4 補助対象経費

(1) 対象となる経費は、次の①～③の条件を全て満たすもので、かつ、「3 補助対象事業」に記載のある、対象事業ごとの『費目』に区分可能なものとします。なお、消費税及び地方消費税は補助対象外とします。

- ① 補助対象事業の実施期間内に契約・実施・支払が完了したもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるものであること。
- ② 補助対象事業を実施するために必要不可欠な経費であり、かつ、本事業の対象として明確に区分できるもの。
- ③ 生業かつ主要業務とする業者へ直接委託・契約するもの。ただし、申請者が対外的に自社の通常業務としている業務を外部委託した場合の経費は、補助対象にできないものとする。

◆経費の支払い方法について◆

原則は銀行振込、クレジットカードによる支払いを対象とします。

1 取引あたりの支払いが10万円以下（税抜）の場合や、銀行振込等による支払いができない理由が妥当であることを確認できれば現金支払いが認められます。

(2) 対象となる経費の適用期間について

市の認定（交付決定通知書の受理）後に契約・発注等し、事業実施期間内に支払いが完了したものとします。

《事業実施期間：交付決定を受けた日から令和8年2月13日（金）まで》

※応募受付終了後、抽選で審査順位を決定し、令和7年5月30日（金）までに、順次要件審査を行った上で交付決定を行います。

(3) 対象とならない経費について

① 実施期間内に事業完了が見込まれない経費

例) 支払い、納品、引き渡しは終了したが、実施期間内に計画の取り組みを稼働できない機械設備、施設改修、システム導入費

※関係法令による許認可が必要な事業は、必ず関連する機関へ相談し、補助金申請時点で、実施期間内に事業を完了する見込みが示せないものは対象外とします。

② 基礎的な運営経費（事務所経費等）

例) 人件費、既存の事務所賃料、事務用品等の消耗品費、新商品や新サービスの宣伝を目的としない広告（会社看板・パンフレット・ホームページ、求人広告、名刺）、フランチャイズ本部との取引、自家用車等のガソリン代、周年事業のプレゼント

③ 商品の仕入れ等に係る経費

例) 販売・リース・有償レンタル目的で仕入れた機械装置等、試供品、販売用商品の原材料（新商品開発・試作は除く）、既存の包装パッケージの印刷・購入、値引き額や実質値引きとなるおまけ商品

④ 汎用性が高いとみなされる経費

例) パソコン・プリンター・複合機・タブレット端末・Webカメラ・ウェアラブル端末・ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター・ヘッドセット・イヤホン等・電話機・家庭及び一般事務用ソフトウェア等
自動車、バイク、単なる取り換え更新となる機械装置等、自宅と兼用の家具、本事業に直結しないものが含まれる視察やセミナー等

※ただし、補助事業の実施に必要不可欠であり、かつ、補助事業のみに使用することが明確である場合は、この限りではありません。（例：POSレジとセットで導入するタブレット端末等）

(R7.4.23 問合せが多い項目のため追記)

パソコンやタブレット端末は、汎用性が高く、通常の事業活動との切り分けが困難なため原則対象外としています。効率化につながる内容でも、一般的な事務や営業活動で

活用する可能性があるものは対象外です。

「補助事業の実施に必要不可欠」とは、工場での製造設備に附帯されているパソコン、レジと一体型のタブレット、設計システムの導入に必要な高スペックパソコンなど、本補助金事業にのみに使用することが明らかなものです。

⑤ 生業かつ主要業務とする業者以外への業務委託、物品の購入

例) 通常チラシデザインを行っていない事業者へのチラシ作成業務委託費、普段物品を販売していない事業者からの物品の購入

⑥ 申請者が自社の通常業務としている業務を外注した場合の経費

例) デザイン会社によるデザインの外注のような申請者が自社の通常業務としている業務を外注した場合の経費（技術指導、開発設計、コンサルティング業務、新商品の広告宣伝、物品の購入等）

⑦ 不動産の取得に該当する費用

例) 「建物の増築・増床」や「小規模な建物（コンテナハウス等）の設置」など不動産の取得に該当する費用。

※不動産の取得は固定資産税の課税客体である「家屋」の認定基準を準用します。（屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの）

⑧ 中古品の購入に要する費用

例) メルカリやヤフオクなどのフリーマーケットサイトで購入した中古物品。同業者から購入した中古設備。

⑨ 社会通念上、事業用途の経費として過剰と認められる費用

例) 事業計画に必要性が示されていない、華美な高級品の購入や、交通費のグリーン車やビジネスクラスの利用。

5 申請手続き

申請は必要書類を揃えて、申請支援機関へご提出ください。なお、応募は1事業者につき1回限りとします。

(1) 必要書類

- ① 第2弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 第2弾東広島市物価高騰対応チャレンジ事業計画書（別記様式第2号）
- ③ 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- ④ 補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書の写し等）
- ⑤ 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書等）
- ⑥ 市税に滞納がないことの証明書
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※①～③はホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/5/dokuzi/42333.html>)

(2) 提出方法

下記の申請支援機関へ申請相談及び受付後に、当該機関へご提出ください。

名称	所在地	電話番号
東広島商工会議所	東広島市西条中央7-23-35	082-420-0304
黒瀬商工会	東広島市黒瀬町檜原244-1	0823-82-3075
広島県央商工会	東広島市河内町中河内1235-2	082-437-0180
安芸津町商工会	東広島市安芸津町三津1649-1	0846-45-4141

(3) 事業計画書策定に係る相談

事業計画書の策定に当たっては、(2)の機関に助言を得ながら進めることができます。ご利用の際はお電話にて各機関に予約ください。

(4) 事業計画書策定のポイント

- ①第2弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱、本申請の手引きに基づき、申請に必要な要件を全て満たしているか。
- ②事業計画の有効性
 - ・物価高騰への対策となる、生産性・付加価値の向上、収益改善を図るための新商品・新サービス開発等に係る取り組みとなっているか。
 - ・事業計画は具体的で、当該事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。
 - ・事業継続に必要なかつ有効な事業計画となっているか。
 - ・今回の取り組みがもたらす効果（見込み）は、根拠に基づいて定量的に示しているか。

③積算の透明・適切性

- ・事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。
- ・補助金の支給額に対し、十分な費用対効果が見込まれるものとなっているか。

6 事業計画内容や経費の配分変更等

本事業の交付決定を受けた後、事業計画の変更は原則認められません。やむを得ない事情がある場合は、必ず事前に事務局へ連絡をお願いします。事業を変更、中止、廃止する場合は、事前に申請が必要であり、承認を得た後に行ってください。

7 補助金実績報告書及び請求書の提出

(1) 実績報告

実績報告は、事業完了後30日以内又は令和8年2月13日（金）のいずれか早い日までに、次の必要書類を添えて東広島市役所産業振興課（※）へご提出ください。

- ① 第2弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援事業実績報告書（別記様式第8号）
- ② 第2弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援事業実施報告書（別記様式第9号）
- ③ 補助事業に係る経費の根拠書類（支払いを証明できる書類の写し）
- ④ 国の「パートナーシップ構築宣言」へ登録したことが確認できる書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※ 実績報告の提出先は申請支援機関ではないのでご注意ください。

◆経費の根拠書類とは◆

銀行振込の場合、該当する通帳のページのコピーや振込の控え、振込が完了したことがわかる書類。クレジットカード払いの場合は、カード会社からの明細と口座から引き落とされたことが分かる書類（通帳のコピー等）。ネットバンキングの場合は資金移動記録のプリントアウト。10万円以下の現金取引の場合は領収書でも可とします。レシートは根拠書類とはなりません。

(2) 請求書

事務局が、実績報告書類を精査した上で「補助金額確定通知書」を郵送しますので、受理後速やかに補助金交付請求書を提出してください。